

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和6年4月)

(解答あり)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から27までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入
しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運
送する事業をいう。(道路運送法第2条)

(○)

2. 一般貸切旅客自動車運送事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車
運送事業の許可を受けなければならない。(道路運送法第4条)

(○)

3. 事業者は、旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
(道路運送法第9条の2)

(×)

4. 事業者は、旅客に対し収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合はこの
限りではない。(道路運送法第10条)

(×)

5. 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、国土交通省令で定めると
ころにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。(道路運送法第12条)

(○)

6. 事業者は、いかなる場合でも、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。
(道路運送法第14条)

(×)

7. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15㎡広くした場合、車庫の位置に
変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。(道路運送法第15条)

(×)

8. 事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、発地及び着地のいづ
れもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。(道路運送法第20条)

(○)

9. 事業者は、いかなる場合であっても、乗合旅客の運送をしてはならない。
(道路運送法第21条) (×)
10. 事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。
(道路運送法第22条の2) (○)
11. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。(道路運送法第25条) (○)
12. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。
(道路運送法第29条) (×)
13. 事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。
(道路運送法第33条) (×)
14. 事業者は、双方の合意があれば事業の譲渡及び譲受を行うことができ、その効力はすぐに生じる。
(道路運送法第36条) (×)
15. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第38条) (○)
16. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。
(道路運送法第40条) (○)
17. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して六ヶ月間保存しなければならない。(運輸規則第3条) (×)

18. 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これを実施してはならない。
(運輸規則第4条) (○)
19. 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。(運輸規則第15条) (○)
20. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。(運輸規則第18条) (○)
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。(運輸規則第24条) (○)
22. 事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき乗務記録を6月間保存しなければならない。
(運輸規則第25条) (×)
23. 事業者は、運行ごとに、運行の開始及び終了の地点及び日時、運行に際して注意を要する箇所の位置など、法令に定められた事項を記載した運行指示書を作成し、運転者に適切な指示をし、携行させなければならない。(運輸規則第28条の2) (○)
24. 事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(運輸規則第38条) (×)
25. 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。
(運輸規則第49条) (○)

II. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び、（ ）内に記号を入れて下さい。

26. この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする
ことにより、道路運送の利用者の（ク）を保護するとともに道路運送の総合的な発達を図り、もって
（セ）を増進する事を目的とする。（道路運送法第1条）

※文中の「この法律」とは、道路運送法のことです。

27. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の（オ）の確保に関する業務を行わせるため、国土交
通省令で定める（サ）ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、（イ）を選
任しなければならない。（道路運送法第23条）

（26・27用の語群）

ア. 所有権 イ. 運行管理者 ウ. 出発地 エ. 保安基準 オ. 運行の安全
カ. 技術の向上 キ. 火災 ク. 利益 ケ. 迅速 コ. 走行距離
サ. 営業所 シ. 運営を適正 ス. 目的地 セ. 公共の福祉 ソ. 継続

28. 「旅客自動車運送事業」とは、（ウ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業を
いう。（道路運送法第2条）

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

29. 一般旅客自動車運送事業者は、（イ）の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受け
なければならない。（道路運送法第15条）

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

30. 一般旅客自動車運送事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、
発地及び着地（ア）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く）をしては
ならない。（道路運送法第20条）

ア. のいずれもが イ. のどちらかが ウ. に関係なく

31. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の（イ）を受けなけれ
ばならない。（道路運送法第35条）

ア. 免許 イ. 許可 ウ. 認可

32. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を
営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ウ）間保存しなければならない。

（運輸規則第3条）

ア. 一ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年 エ. 三年 オ. 五年

33. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、（エ）及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。（運輸規則第26条）
ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離
34. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する（ウ）の規定に従うほか、省令に掲げる事項を遵守しなければならない。（運輸規則第45条）
ア. 道路運送法 イ. 道路法 ウ. 道路運送車両法 エ. 道路交通法
35. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、（ア）かつ懇切な取扱いをしなければならない。（運輸規則第2条）
ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧
36. 旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ア）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。（運輸規則第20条）
ア. 乗務員 イ. 旅客 ウ. 車両
37. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時（イ）しておかななければならない。（運輸規則第35条）
ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集